

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

静岡国民年金 事案 1544 (事案 668 及び 1206 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 10 月まで

私は、退職後の昭和 60 年 3 月に厚生年金の手帳を持参し市役所へ行き、国民年金と国民健康保険と一緒に加入して保険料を同時に払っている。国民年金保険料は 3 か月分ぐらいをまとめて払ったと記憶しており、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する年金手帳に申立期間当時、国民年金に加入していたことを示す記載が無いこと、ii) 申立人が申立期間当時居住していた市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が作成された形跡が無いこと、iii) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 9 日付け及び 22 年 8 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、これまでの申立てと同様に、昭和 60 年 3 月頃に市役所で国民年金と国民健康保険に加入し、保険料を納めた記憶があり、新たな資料等も無いが、納得がいかないため再度申し立てたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から15年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月から15年8月まで

私は、結婚を契機にまとまった金額を支払えるようになったため、未納だった国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年9月頃にその元夫の口座から資金を引き出して申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人が口座から資金を引き出したと述べる時点で申立期間のうち13年7月以前の期間は既に時効のため遡って保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立期間の保険料の納付場所について、市役所又は金融機関であったと述べているところ、平成14年4月に保険料収納事務は国に一元化されており、市役所窓口で保険料を納付することはできず、当該市では、当時、庁舎内に保険料を納付することが可能な場所も無かったとしている上、申立人が挙げた金融機関においても、納付した可能性のある時期の書類を確認したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示すものは見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付したと推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 53 年 3 月まで

私と弟がそれぞれ 20 歳の頃、母親が、私たちの国民年金の加入手続きを行い、その後、保険料も納付してくれた。私の記憶では、弟は学生の頃の保険料を滞納していたので、母親がまとめて納付したことがあったが、私の保険料については、継続して保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は、申立期間当時のことを覚えていないとしており、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和 53 年 7 月に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続きは、この頃初めて行われ、20 歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続きが行われるまでは、申立人は国民年金に未加入であったとみられ、申立期間当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は自身及び申立人の弟とも 20 歳の時に、その母親が加入手続きを行ったと述べているが、申立人の弟の国民年金手帳記号番号も昭和 53 年 7 月に申立人と連番で払い出されており、その弟も、申立人と同様 20 歳到達時から相当期間経過後、同時に加入手続きが行われたとみられる上、特殊台帳（マイクロフィルム）では、20 歳到達時（国民年金被保険者資格取得時）から 52 年 4 月に厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金加入期間

の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無く、申立人が述べるように保険料がまとめて遡って納付された状況は確認できない。

加えて、申立人の主張から申立人の母親が申立期間の保険料を遡って納付したことはうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 9 年 11 月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 9 年 11 月まで

私は、第 3 号の資格取得手続きを行った覚えは無く、申立期間の国民年金保険料は毎月、銀行の窓口で納付し、私の子（次男）が 20 歳になってからは、毎月、二人分を納付した。申立期間が第 3 号被保険者期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金第 3 号被保険者資格の取得手続きを行った覚えは無く、申立期間について継続して国民年金保険料を納付していたと述べているところ、第 3 号被保険者制度施行（昭和 61 年 4 月）に当たり、社会保険庁（当時）は、昭和 60 年 8 月末時点で国民年金に任意加入していた被保険者に対し「国民年金任意加入被保険者現況届出書」を送付し、61 年 1 月末日までに市町村長に届出があった内容に基づき、同年同月中旬から同年 5 月上旬にかけて該当者を社会保険オンラインシステムに第 3 号被保険者として登録する作業を行っていたところ、i) 申立人は 60 年 8 月末時点で国民年金に任意加入していたこと、ii) 申立人の任意加入から第 3 号への被保険者種別の変更に係る事務処理が 61 年 4 月 22 日に行われたことが確認できることから、申立人は制度施行当初から第 3 号被保険者として扱われていたと推認される。

また、申立人が居住している市は、申立期間当時、既に国民年金の記録管理業務を電算化しており、昭和 61 年 4 月以降、申立人に対し誤って納付書が発行されることも無かったと考えられるほか、申立人の年金記録が別の国民年金手帳記号番号で管理されていたこともうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 5 月まで

私は、昭和 50 年 8 月に会社を退職して国民年金に加入して以降、63 年 6 月に会社に入社するまで国民年金保険料の納付を継続していた。61 年の秋頃に友人から、国民年金の制度が変わり、一部の人間は保険料を納付する必要がなくなったことを聞き、夫に相談したが「間違っていれば返金されるだろう。」と言われたため、その後も保険料納付を継続した記憶があり、現在、第 3 号被保険者期間として記録されている申立期間に保険料を納付していたはずであるので、間違っただけで納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について任意加入から国民年金第 3 号への被保険者種別の変更手続を行った記憶は無く、それまでと同様に継続して国民年金保険料を納付していたと述べており、納付書が無かったため、現金のみで金融機関窓口で納付し、それまでの納付に使用した旧納付書の欄外に領収印を押しもらったと述べているが、申立期間当時、申立人の居住する町（現在は市）では、このような方法による保険料収納は行っておらず、当時の状況と一致しない上、申立人も申立期間の保険料納付に用いた旧納付書は処分したとしていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと推認することは困難である。

また、申立人の昭和 61 年 4 月 1 日付けの第 3 号被保険者資格への種別変更は、オンライン記録から、同年同月 22 日に処理されたことが確認できることから、同処理以降、資格を喪失した申立人が保険料の納付を行い得たとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。